

第4次草津市男女共同参画推進計画の骨子(案)

資料3

I 第3次計画について

1 基本理念と目指す方向

- ・条例の基本理念8項目を計画の基本理念とする。
- ①男女の人権の尊重 ②社会の制度や慣行の見直し ③方針立案や決定への参画機会の確保 ④家庭生活と社会生活の両立
- ⑤家族の構成の多様性の尊重 ⑥生涯にわたる健康な生活の営み ⑦セクハラとDVの根絶 ⑧国際社会の取り組みとの同調
- ・目指す方向/男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち、草津
- 草津市男女共同参画推進条例の前文を一部引用し第3条の基本理念に基づき目指す方向が定められた。

2 目標

- ①男女共同参画の意識づくり ②男女がともに自立して生きるための条件づくり
- ③男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり ④男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり

3 計画期間

- ①第3次計画 H22-H32の11年計画 (参考)草津市男女共同参画推進条例平成21年4月施行
- ②第3次(後期)計画 期間H28-H32の5年間 (H27年度策定)

II 第3次計画の目標ごとの評価と課題

参考(資料1,2)

①男女共同参画の意識づくり

数値目標に掲げる「草津市男女共同参画推進条例の浸透」について、令和元年に条例施行10周年として啓発を行ったが、内容までは知らない市民が多く今後も周知が必要である。「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合が低くなっているなど意識の変化が見られるが男女共同参画についての意識の啓発は継続して行う必要がある。市職員、教職員を対象とする男女共同参画やセクハラ等の研修の充実が必要である。

②男女がともに自立して生きるための条件づくり

ワーク・ライフ・バランスの推進をするため、事業者向けのワーク・ライフ・バランスの啓発や保育所や児童育成クラブなどの子育て支援等各種サービスの充実を図ってきたが、今後も継続した取り組みが必要である。女性総合相談(男女共同参画課)の相談件数は増加してきているが、さまざまな課題・困難をかかえる女性からの相談が寄せられており、また、専門的なカウンセリング等を望む声が多いことから、今後、男女共同参画センターの設置にあたり相談体制の充実を図る必要がある。

③男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり

子宮頸がん、乳がん検診等の受診勧奨や、中高生を対象にしたデートDVおよび性の健康教育についての研修実施LGBT等の対応など、性・ジェンダーを踏まえた健康づくりの支援に努めてきた。今後新たな課題(性暴力・ストーカー)も含め啓発をしていく必要がある。

④男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり

女性の活躍推進を後期計画のポジティブアクションとして重点的に取り組んできた。女性の就業、起業支援や市の審議会等への女性の参画推進などを行い一定の成果が出ている。今後、政治分野や地域活動における女性の参画推進について取り組む必要がある。

III 男女共同参画に関する市民意識調査結果からの現状と課題(令和元年度調査実施)

参考(資料4)

①男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

・「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は5年前の調査では肯定的が42%であったのが、今回は36.8%と少し意識の変化がみられた。一方、各分野での男女の不平等感について、特に「政治分野」と「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇されている」と考えている人の割合が高く不平等感が強い。また「草津市男女共同参画推進条例」「SDGs」を「全く知らない」と答えたが半数以上もあったことから継続した啓発が必要である。

②ワーク・ライフ・バランス推進

- ・生活の中での優先度について、6割の人が「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の複数を優先したいと考えているが、現実にはできているのは4割台にとどまる。特に男性は「仕事」を優先したいという希望は4.3%に対し、現実には26.7%が「仕事」を優先しており、希望と現実の差が生じていることがわかる。
- ・男性の積極的家庭生活参加のために必要と思うことは「男性が育児・介護休業の取得しやすい環境」が42.6%で最も高く、取得を促進する啓発が必要である。

③男性の家事・育児への参画促進

・女性が出産・子育てなどを理由に仕事を辞めることなく働けるために必要なこととして、女性は「夫・パートナーなど家族の協力が必要」と回答した方が40.2%と男性の25.6%より14.6ポイントも高く、男女の意識の差が目立つ。介護の場合も同様に女性のほうが24.5ポイントも高くなっている。女性の就労継続のために男性の家事・育児の参画促進が必要である。

④女性総合相談の充実

- ・過去または現在にDV被害経験のある人は全体で8.9%で、前回よりわずかであるが高くなっている。また、対処方法について「どこにも相談しなかった」が44.3%もあった。相談窓口である「配偶者暴力相談支援センター」や「女性の総合相談窓口」の認知度は14.9%、15.8%であり、相談窓口の周知がさらに必要である。
- ・女性の総合相談窓口があれば良いと思う相談・相談体制は、「弁護士、司法書士などの法律の専門家による相談」53.9%、「心理士などの専門家によるカウンセリング」43.5%の他、DV被害者の自立支援、一時保育が利用できることなどが多く、相談の充実が求められている。

⑤男女共同参画センター移行後の機能の充実

・(仮称)男女共同参画センターがあれば良いと思う機能・事業は、「誰でも立ち寄れる交流の場」38.7%、「就職・再就職をめざす女性のための講座や相談会」34.7%、「子育て中、介護中の女性や男性の交流の場」30.9%、「男性の料理、介護、子育て教室など実践的な学習」30.1%などが多く機能の充実が求められている。

IV 国・県・市の状況等

- ・政治分野における男女共同参画推進法、働き方改革関連法など新たな法律の制定や改正
- ・国の基本計画(第4次男女共同参画基本計画)令和2年度に改定予定
- ・県の推進計画(パートナーシッププラン2020)の次期計画は令和3年度からの5年計画で策定予定
- ・令和3年度に草津市市民総合交流センター内に男女共同参画センターを設置予定

V 第4次計画における基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

草津市では、「草津市男女共同参画推進条例」に基づき平成27年度に「第3次男女共同参画推進計画(後期計画)」を策定し「男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」を目指して取り組んできました。この計画期間が令和2年までであることから、これまでの取り組みを踏まえつつ、国・県の動きや社会状況等の変化に対応した新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- ①「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画
- ②「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画
- ③「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- ④「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に規定する市町村基本計画
- ⑤「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する市町村推進計画

3 計画期間

草津市の男女共同参画における推進計画はこれまでおよそ10年単位で策定してきましたが、第3次計画では、社会変化の状況等を鑑み5年で計画を見直し、第3次の後期計画と位置づけしました。この度、策定する第4次計画においては、国や県の関連計画が5年ごとに策定されることから、本計画においても同様に5年の期間とします。

4 基本理念と目指す方向

第3次計画の基本理念は条例に定めている基本理念8項目を基本としている。第4次計画においても今までと同様条例に定める基本理念を基本とします。目指す方向については、第3次計画は「草津市男女共同参画推進条例」の前文を一部引用しており、第4次計画においても同様の「男女がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち 草津」を引き継ぎます。

5 目標の設定について

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 【第3次計画】 | 【第4次計画】 |
| ①男女共同参画の意識づくり | ⇒ ①男女共同参画の意識づくり |
| ②男女がともに自立して生きるための条件づくり | ⇒ ②男女がともに自立して生きるための条件づくり |
| ③男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり | ⇒ ③男女がともに安心して暮らせる環境づくり |
| ④男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり | ⇒ ④男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり |